

令和5年度第1回白子町地域公共交通活性化協議会

(書面開催)

議 題

(1) 議案第1号

令和4年度収支決算について

(2) 議案第2号

令和5年度収支予算(案)について

(3) 議案第3号

アンケートの原案について

(4) 議案第4号

分科会設置に伴う白子町地域公共交通活性化協議会設置要綱の
改正について

(5) 報告第1号

策定支援に係る契約業者について

議案第1号

令和4年度白子町地域公共交通活性化協議会 収支決算書

収 入

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	説 明
負 担 金	116,000	116,000	町負担金 116,000
補 助 金	0	0	
諸 収 入	0	0	
繰 越 金	0	0	
合 計	116,000	116,000	

支 出

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	説 明
会 議 費	116,000	78,540	報償費 56,460 旅費 22,080
事 務 費	0	0	
事 業 費	0	0	
予 備 費	0	0	
合 計	116,000	78,540	

収入総額

116,000円

支出総額

78,540円

次年度繰越額

37,460円

—

=

議案第2号

令和5年度白子町地域公共交通活性化協議会 収支予算書(案)

○収入について

収入合計は、5,731,000円となっております。

詳細として、白子町負担金が4,256,000円、国補助金が1,437,500円、令和4年度繰越金が37,460円、諸収入が40円となっております。

収 入

(単位:円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減	説 明
負 担 金	4,256,000	116,000	4,140,000	町負担金
補 助 金	1,437,500	0	1,437,500	地域公共交通確保維持改善 事業費補助金
繰 越 金	37,460	0	37,460	令和4年度繰越金
諸 収 入	40	0	40	雑入
合 計	5,731,000	116,000	5,615,000	

議案第2号

令和5年度白子町地域公共交通活性化協議会 収支予算書(案)

○支出について

支出合計は、5,731,000円となっております。

内訳として、会議費(報酬費、旅費等)が361,000円、事務費が13,000円、事業費(計画策定支援委託業務)が5,357,000円となっております。

支 出

(単位:円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減	説 明
会 議 費	361,000	116,000	245,000	報償費 246,000
				旅費 102,000
				郵送代等 13,000
事 務 費	13,000	0	13,000	需用費 3,000
				役務費 10,000
事 業 費	5,357,000	0	5,357,000	委託業務費 5,357,000
予 備 費	0	0	0	
合 計	5,731,000	116,000	5,615,000	

議案第3号

○アンケートの原案について

別紙のとおりアンケートの原案を作成しましたので、ご確認をお願いいたします。ご意見等ございましたら、期限が短く申し訳ございませんが7月26日(水)までにご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、期日を過ぎてのご意見につきましても、今後のヒアリング等の参考にさせていただきますので、事務局までご連絡お願いいたします。

連絡先：白子町企画財政課 企画政策係 上代

電話：0475-33-2180 FAX:0475-33-4132

Mail：kikaku@town.shirako.lg.jp

1. あなたご自身についてお伺いします。

※設問文にて指定がない限りは、各設問の数字に一つだけ○をつけてご回答ください

問1-1 あなたの性別を教えてください。

- | | | |
|-------|-------|----------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. 回答しない |
|-------|-------|----------|

問1-2 あなたの年齢を教えてください。

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 20歳未満 | 2. 20～29歳 | 3. 30～39歳 | 4. 40～49歳 |
| 5. 50～59歳 | 6. 60～69歳 | 7. 70～79歳 | 8. 80歳以上 |

問1-3 あなたのお住まいを教えてください。

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|----------|
| 1. 浜宿地区 | 2. 牛込地区 | 3. 剃金地区 | 4. 五井西地区 |
| 5. 古所地区 | 6. 五井東地区 | 7. 八斗地区 | 8. 鷲地区 |
| 9. 中里地区 | 10. 幸治地区 | 11. 北高根地区 | 12. 関地区 |
| 13. 福島地区 | 14. 南日当地区 | 15. 北日当地区 | |

問1-4 あなたの就業・就学の状況を教えてください。

- | | | |
|----------------|---------|--------------|
| 1. 会社員・公務員 | 2. 自営業 | 3. パート・アルバイト |
| 4. 専業主婦（夫） | 5. 無職 | 6. 高校生 |
| 7. 大学・短大・専門学校生 | 8. その他（ | ） |

問1-5 あなたは運転免許をお持ちですか。（あてはまるもの全てに○）

- | | | | | |
|------------|---------|-------|---------|-------------|
| 1. 普通自動車以上 | 2. 自動2輪 | 3. 原付 | 4. 返納済み | 5. 持ったことがない |
|------------|---------|-------|---------|-------------|

問1-6 運転免許をお持ちの方は、将来、免許返納を考えていますか。

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| 1. 近い内に返納する予定である | 2. 返納を考えているが、時期は未定である |
| 3. 返納したいが、移動に車が必要なので今は返納できない | |
| 4. 現在は返納を考えていない | 5. 分からない |

問1-7 免許返納の促進に向けて、どのような施策が必要だと思いますか。最も必要と思うものを選んでください。

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 高齢者による自動車運転の危険性周知に係るPR | |
| 2. 運転適性検査等による具体的な指導の強化・促進 | |
| 3. 自家用車に代わる公共交通機関の充実 | |
| 4. 免許返納者を対象にした公共交通やタクシーの割引制度 | |
| 5. その他（ | ） |

問1-8 あなたは自由に使える車両をお持ちですか。（あてはまるもの全てに○）

- | | | | |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 1. 自動車 | 2. バイク・原付 | 3. 自転車 | 4. 持っていない |
|--------|-----------|--------|-----------|

問1-9 新型コロナウイルスの影響で外出する頻度に変化はありましたか。

- | | | |
|------------|---------|---------|
| 1. 変化していない | 2. 減少した | 3. 増加した |
|------------|---------|---------|

問1-10 今後、新型コロナウイルスが終息した場合は、外出する頻度に変化があると思いますか。

- | | | |
|-------------|------------|------------|
| 1. 変化しないと思う | 2. 減少すると思う | 3. 増加すると思う |
|-------------|------------|------------|

2. あなたの普段の外出についてお伺いします。

※設問文にて指定がない限りは、各設問の数字に一つだけ○をつけてご回答ください

問2-1 日常生活での外出・移動について、目的別にお伺いします。あなたの普段の活動に最も近いものを教えてください。

(1) 日常の買い物に関する外出について

①買い物の頻度	1. 週に5回以上 3. 週に1~2回 5. 年に数回	2. 週に3~4回 4. 月に数回 6. 自分で買い物に出かけない⇒(2)へ
②利用する施設	1. コメリハート白子店・ウエルシア白子店・ヤックスドラッグ白子店 他周辺 2. げんきの里ひまわり 3. 南白亀地区のコンビニ店舗(店舗名: _____) 4. 関地区のコンビニ店舗(店舗名: _____) 5. 白湯地区のコンビニ店舗(店舗名: _____) 6. その他町内の施設・店舗(施設・店舗名: _____) 7. 町内の移動スーパーを利用している 8. 大網白里市内の施設・店舗(施設・店舗名: _____) 9. 茂原市内の施設・店舗(施設・店舗名: _____) 10. その他の自治体の施設(自治体名: _____ 施設・店舗名: _____)	
③主な交通手段(町内での移動)	1. 自家用車(自分で運転) 2. 自家用車(自分以外が運転) 3. バイク・原付 4. 鉄道 5. 路線バス(本納駅発着) 6. 路線バス(茂原駅~白子車庫) 7. 路線バス(茂原駅~白里海岸) 8. 路線バス(大網駅発着) 9. 高速バス(東京駅行き) 10. 高速バス(千葉駅行き) 11. 自転車 12. 徒歩のみ 13. その他(_____)	
④おおよその出発時間	行き: (_____) 時頃 帰り: (_____) 時頃 ※おおよその時刻を24時間制でご記入ください(例: 午後3時⇒15時)	

(2) 通院に関する外出について

①通院の頻度	1. 週に5回以上 3. 週に1~2回 5. 年に数回	2. 週に3~4回 4. 月に数回 6. ほとんど病院に行かない・通院していない⇒(3)へ
②利用する施設	1. 大多和医院 2. 酒井医院 3. 安藤医院 4. 三上クリニック 5. その他町内の施設(施設名: _____) 6. その他町外の施設(施設名: _____)	
③主な交通手段(町内での移動)	1. 自家用車(自分で運転) 2. 自家用車(自分以外が運転) 3. バイク・原付 4. 鉄道 5. 路線バス(本納駅発着) 6. 路線バス(茂原駅~白子車庫) 7. 路線バス(茂原駅~白里海岸) 8. 路線バス(大網駅発着) 9. 高速バス(東京駅行き) 10. 高速バス(千葉駅行き) 11. 自転車 12. 徒歩のみ 13. その他(_____)	
④おおよその出発時間	行き: (_____) 時頃 帰り: (_____) 時頃 ※おおよその時刻を24時間制でご記入ください(例: 午後3時⇒15時)	

(3) 通勤・通学に関する外出について

①通勤通学の頻度	1. 週に5回以上 3. 週に1~2回 5. 年に数回	2. 週に3~4回 4. 月に数回 6. 通勤・通学はしない⇒(4)へ
②勤務地または通学先	1. (町内)居住地区 3. 茂原市 5. 千葉市 7. 東京都内	2. (町内)他地区(____地区) 4. 長生郡内 6. その他県内市町村(____) 8. その他(____)
③主な交通手段(町内での移動)	1. 自家用車(自分で運転) 4. 鉄道 7. 路線バス(茂原駅~白里海岸) 10. 高速バス(千葉駅行き) 13. その他(____)	2. 自家用車(自分以外が運転) 5. 路線バス(本納駅発着) 8. 路線バス(大網駅発着) 11. 自転車 12. 徒歩のみ
④おおよその出発時間	3. バイク・原付 6. 路線バス(茂原駅~白子車庫) 9. 高速バス(東京駅行き) 12. 徒歩のみ	
④おおよその出発時間	行き:(____)時頃 帰り:(____)時頃 ※おおよその時刻を24時間制でご記入ください(例:午後3時⇒15時)	

(4) その他の外出(余暇)に関する外出について

①頻度	1. 週に5回以上 3. 週に1~2回 5. 年に数回	2. 週に3~4回 4. 月に数回 6. ほとんど出かけない
②主な行先	1. (町内)居住地区内 3. 白子町外(千葉県____市/町/村)	2. (町内)他地区(____地区) 4. 千葉県外(____県)
③利用する施設	回答欄(下記の選択肢群から、よく利用する順番に3つ選択)	
	1 番目: (番号を記入)	2 番目: (番号を記入)
	3 番目: (番号を記入)	
③利用する施設	選択肢群 1. 飲食店 4. 文化施設 7. 行楽地・観光地 10. 町役場 13. 青少年センター 15. 外出しない	
④主な交通手段(町内での移動)	2. ショッピングモール 5. 親戚・友人宅 8. 娯楽・レクリエーション施設 11. 公民館(地区集会所) 14. その他(施設名:____)	3. 衣類や家電製品等の買い物 6. 見舞い(病院・施設等) 9. スポーツ施設 12. 銀行・郵便局等
④主な交通手段(町内での移動)	1. 自家用車(自分で運転) 4. 鉄道 7. 路線バス(茂原駅~白里海岸) 10. 高速バス(千葉駅行き) 13. その他(____)	2. 自家用車(自分以外が運転) 5. 路線バス(本納駅発着) 8. 路線バス(大網駅発着) 11. 自転車 12. 徒歩のみ
⑤おおよその出発時間	行き:(____)時頃 帰り:(____)時頃 ※おおよその時刻を24時間制でご記入ください(例:午後3時⇒15時)	

問2-2 **日常の買い物について**、あなたは普段、どのような形で買い物をされていますか。
最も多いパターンを教えてください。

1. 買い物目的で外出している	2. 通院やその他の外出のついでに買い物をする
3. 通勤・通学の帰り道に買い物をする	4. 町内の移動スーパーを利用している
5. 宅配サービスやネット通販等で買い物をする	6. 自分の代わりに家族・知人に買い物を頼む
7. 家族・知人の買い物に同行する	
8. その他（	）

問2-3 町内で実施している移動スーパーについて、あなたのご意見をお教えてください。

①利用頻度	1. 週に5回以上 3. 週に1~2回 5. 年に数回程度	2. 週に3~4回 4. 月に数回 6. ほとんど利用しない
②主な行先	1. 満足 2. やや満足	3. どちらとも言えない 4. やや不満 5. 不満
③運行に係る要望	(来訪頻度、ルート・経由地など、利便性に関する要望があればご記入ください。)	
	
	

3. あなたの公共交通の利用頻度についてお伺いします。

※設問文にて指定がない限りは、各設問の**数字に一つだけ○をつけて**ご回答ください

問3-1 過去30日以内に、町内を運行する路線バスを利用しましたか。また、あなたの路線バスの利用状況について、教えてください。

(1) 利用の有無	1. 利用した⇒(2)へ	2. 利用していない⇒問3-2へ
(2) 最寄りのバス停までの時間	1. 5分以内 4. 16~20分程度	2. 6~10分程度 5. 20分以上
(3) 最寄りのバス停名	(停留所名：_____)	
(4) 普段の路線バスの利用頻度 ⇒問3-3へ	1. 週に5回以上 4. 月に数回	2. 週に3~4回以上 5. 年に数回
	3. 週に1~2回以上	

問3-2 (路線バスを利用していない人へ) 利用しない理由は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

1. 自家用車を利用するから
2. バス停が近くにないから
3. 運賃が高いから
4. 1回の外出で複数の目的地を回ることができないから
5. 利用したい時間帯に運行していないから
6. 乗降時や車両内に段差があり、安全に移動できないから
7. 新型コロナウイルスの影響で、外出頻度が減ったから
8. 新型コロナウイルス感染拡大を避けるため、公共交通を利用したくないから
9. その他(具体的に：_____)

問3-3 過去30日以内に、鉄道を利用しましたか。また、普段の利用頻度等について教えてください。

(1) 利用の有無	1. 利用した	2. 利用していない⇒問3-4へ
(2) 普段の鉄道の利用頻度	1. 週に5回以上 4. 月に数回	2. 週に3~4回以上 5. 年に数回
	3. 週に1~2回以上	

問3-7 新型コロナウイルス感染拡大等を踏まえて、公共交通の利用の変化について教えてください。

①利用頻度の変化について	1. 増加した	2. 減少した	3. 特に変わっていない ⇒問3-5へ
②増加した理由 (1の人のみ)	1. 他の移動手段から変えたから 2. 外出する機会が増えたから 3. その他(具体的に: _____)		
③減少した理由 (2の人のみ)	1. 他の移動手段に変えたから 2. 在宅勤務の機会が増えたから 3. リモートの業務・授業が増えたから 4. 外出の予定自体がなくなったから 5. 外出の自粛を行っているから 6. 人との接触機会を減らしたいから 7. 密な環境になる可能性があるから 8. 宅配・ネット等で注文しているから 9. その他(具体的に: _____)		

問3-8 新型コロナウイルスが終息した際には、公共交通の利用回数に変化はありますか。

1. 増加すると思う	2. 減少すると思う	3. 変化しないと思う
------------	------------	-------------

4. **全員に**、公共交通等に対する意向やあり方をお伺いします。

※設問文にて指定がない限りは、各設問の数字に一つだけ○をつけてご回答ください

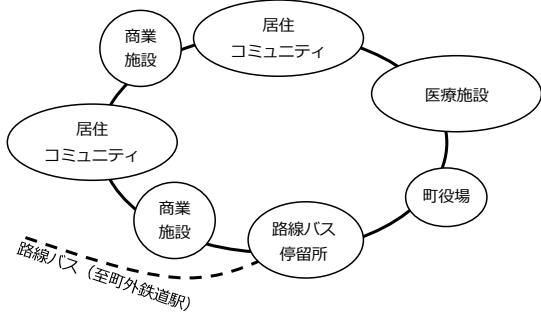


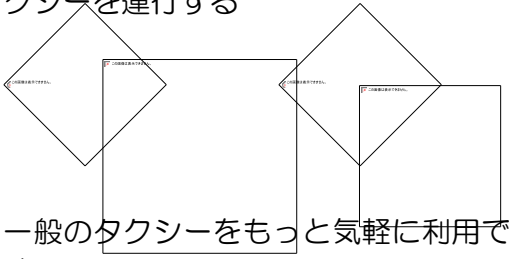
問4-1 本町の交通について、あなたの満足度をそれぞれ教えてください。

①路線バス・ 高速バス	(1) 運行本数について	1. 満足	2. やや満足	3. どちらとも言えない	4. やや不満	5. 不満
	(2) 運行時刻について	1. 満足	2. やや満足	3. どちらとも言えない	4. やや不満	5. 不満
	(3) 運賃について	1. 満足	2. やや満足	3. どちらとも言えない	4. やや不満	5. 不満
	(4) 他交通との乗り継ぎについて	1. 満足	2. やや満足	3. どちらとも言えない	4. やや不満	5. 不満
	(5) 利用環境について ※バス停での待合、バス車内の環境等について	1. 満足	2. やや満足	3. どちらとも言えない	4. やや不満	5. 不満
②一般 タクシー	(1) 待ち時間について	1. 満足	2. やや満足	3. どちらとも言えない	4. やや不満	5. 不満
	(2) 料金について	1. 満足	2. やや満足	3. どちらとも言えない	4. やや不満	5. 不満

問4-2 本町の公共交通について、改善すべきと感じる点、またはあなたが求めることを教えてください。（それぞれの枠に異なる番号を一つ記入）

回答欄（下記の選択肢群から、あなたが求めることをそれぞれ3つ選択）			
(1) 路線バス	1 番目： （番号を記入）	2 番目： （番号を記入）	3 番目： （番号を記入）
	※「1 3. その他」を選択された方 （具体的に： _____ ）		
(2) 高速バス	1 番目： （番号を記入）	2 番目： （番号を記入）	3 番目： （番号を記入）
	※「1 3. その他」を選択された方 （具体的に： _____ ）		
選択肢群			
運行時間帯について	1. 朝の通勤時間帯で本数が増えるようにしてほしい 2. 日中の時間帯で本数が増えるようにしてほしい 3. 夕方・夜間の時間帯の本数が増えるようにしてほしい 4. 停留所から時刻通りに乗車できるようにしてほしい 5. 所要時間が短くなるようにしてほしい		
乗降場所について	6. 最寄りのバス停や乗降場所が今より自宅に近くなるようにしてほしい 7. 目的地のバス停や乗降場所が目的の施設に近くなるようにしてほしい 8. 路線の増加やルートへの延伸など、行ける場所が増えるようにしてほしい		
利用環境について	9. 他の交通との接続が良くなるようにしてほしい 10. 乗り降りがしやすくなるように、車両を見直してほしい 11. バス停等、乗降場所での待合環境を改善してほしい 12. スマホ等を使って、位置や時刻等の情報が簡単に得られるようにしてほしい		
その他	13. その他 14. 今の状態が一番利用しやすいので、このまま維持してほしい		

問4-3 町内の交通弱者（学生や高齢者など、自家用車を運転できない方々）における、町内移動の利便性を高めるためには、どのような施策が望ましいと思いますか。

<p>1. 町内の主要な地点を経由する循環バスを運行する</p>  <p>路線バス（至町外鉄道駅）</p>	<p>2. 町内移動用に、予約制で利用できる乗合輸送サービス（デマンド交通）を運行する</p>  <p>※自宅から希望する地点まで移動する予約型の交通サービスで、新しい形の公共交通として注目されています。</p>
<p>3. 低速の小型電動車両で、集落内やバス停～集落間などの短距離のバスサービスを運行する</p> 	<p>4. 安い運賃で利用できる自動運転バスや自動運転タクシーを運行する</p> 
<p>5. 現在町内を運行している路線バス（小湊鉄道バス）の運行を見直す（増便・運行時間の見直し）</p> <p>7. 取組みを行う必要はない</p> <p>8. その他（具体的に： _____ ）</p>	<p>6. 一般のタクシーをもっと気軽に利用できるようにする</p>

問4-4 交通弱者の移動対策として、町内を移動する公共交通を検討する場合、どのアクセスを重視すべきだと思いますか。

1. 買い物に利用できるよう、町内の商業施設へのアクセスを充実させてほしい
2. 通院で利用できるよう、町内の医療施設へのアクセスを充実させてほしい
3. 用途に関わらず、町内のあちこちに移動できるようにしてほしい
4. バス停留所で路線バスや高速バスに接続し、町外への移動に活用できるようにしてほしい
5. その他（具体的に： _____）

問4-5 現在、民間事業者が運行する路線バスは、町の公共交通として維持するため、行政から補助金を出して運行しています。しかし、利用者等の減少が進むと、補助金では経費を賄うことができず、既存の交通サービスの維持がますます難しくなることが予想されます。もし、お住まいの地域でこのような事態に陥った際、町の取組としてはどのようにすべきと考えますか。あなたの考えに最も近いものを教えてください。

1. 自治会やNPOなど、地域の団体が主体となって交通サービスを新設するなど、地域住民によって公共交通を維持する
2. 町民の負担が増えることになっても、町がコミュニティバスを新設するなど、交通サービスを整備する
3. 減便などサービスを下げることによって経費を減らして、最低限の運行は維持する
4. 利用者が少ない交通サービスについては、廃止や運行区間の縮小も止む無しだと思う
5. その他（具体的に： _____）

問4-6 近年では、公共交通空白地域（公共交通が一切運行していない地域）の解消のために、町内会、市民団体、有志住民が新たに立ち上げたNPO等が、自治体のサポートを受けながらコミュニティバス等を運行するという事例が増えつつあります。白子町内でこういった取組みが起こった場合、あなたは参加したいと思いますか。

1. 積極的に参加したい
2. 所属している団体の取組みであれば、参加したい
3. 参加したくない
4. その他（具体的に： _____）

問4-7 他市町村では、公共交通の維持が困難な地域において、自家用車を運転する地域の方々が町外などに移動する際に、同じ目的地へ移動したい利用者を同乗させて輸送する仕組みが実施されています。白子町にてこの仕組みを導入した場合、あなたは利用すると思いますか。利用者、運転手双方の目線から、お考えを教えてください。

(1)利用の有無	1. 利用すると思う	2. 利用しようとは思わない
(2)利用しない理由	1. 気兼ねするから 3. 安全面で不安を感じるから 4. その他（ _____）	2. 行先を知られるのが嫌なため
(3)運転手として	1. 無償でも活動したい 3. 活動したいと思わない	2. 報酬があれば活動したい 4. 車を運転しない／できない

問4-8 本町における公共交通等について、何かご意見がありましたら、ご記入ください。（複数のご意見をいただける場合は、箇条書きにしてご記入ください）

.....

.....

.....

お書き漏れのないようご確認いただき、 月 日（ ）までにご投函ください。
アンケートへのご協力ありがとうございました。

議案第 4 号

○分科会設置に伴う白子町地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について

白子町地域公共交通活性化協議会設置要綱第 10 条に分科会に関する事項を追加し、以降各条を繰り下げとします。

詳細は、別添「白子町地域公共交通活性化協議会設置要綱」のとおり。

白子町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利用の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため白子町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、千葉県長生郡白子町関5074番地の2白子町役場内に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 交通計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 町運営有償運送に関する事項
- (6) 町の総合的な交通施策に関する事項
- (7) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 白子町長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 茂原警察署長又はその指名する者
- (5) 住民及び地域公共交通の利用者の代表者
- (6) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (7) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査委員 2人

3 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

3 欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、第4条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(副会長及び監査委員)

第7条 副会長及び監査委員は、第4条に規定する委員のうちから会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、その属する団体の代理者を出席させることができるものとし、代理者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前4項の規定にかかわらず、会長は、会議で議決すべき案件が軽易であると認めるとき、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、書面により議決を行うことができる。

6 第4項の規定は、前項の書面による議決について準用する。

7 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

9 前各項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 公共交通事業者

(2) 地域公共交通の利用者

(3) 関係行政職員

(4) その他会長が必要と認める者

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、白子町企画財政課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 監査委員は、協議会の出納監査を行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償)

第15条 協議会に出席した委員等に対しては、予算の範囲内で報償を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、公務で協議会に出席した者又はそれに準ずる者に対しては、報償金を支払わない。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

報告第1号

○公募型プロポーザルの結果及び策定支援に係る契約業者について

事業者選定のため、公募型プロポーザルを開催したところ、2者の申し込みがありました。

審査の結果、下記事業者が受託候補者となり、令和5年7月10日付で業務委託契約を締結しましたことを報告いたします。

記

受託者：株式会社ケー・シー・エス千葉事務所